

# 松江市 報道提供資料

令和 4 年 2 月 25 日

## 件名

公園での酒類提供規制の緩和について

## 内容

### ○ 概要

これまでは、市が主催・共催するイベントに限り、公園での酒類の提供を許可していましたが、社会実験の実証結果を踏まえ、令和 4 年 4 月 1 日より民間事業者での酒類提供を下記の条件で緩和します。

- ・あらかじめ公園利用の許可申請が必要。(申請内容によっては許可しない場合があります)
- ・酒類提供できる時間は、午前 9 時から午後 9 時まで。
- ・酒類を売る場所についての公園使用料が必要。
- ・許可申請書に保健所の営業許可書の写しが必要。
- ・飲酒運転や迷惑行為、ゴミの放置をしないよう表示看板等を設置すること。
- ・出店時にゴミ箱を設置し、終了時には周辺の清掃を行うこと。
- ・許可条件を守らない場合は、許可を停止する場合があります。

※規制が緩和となる公園・・・宍道湖・大橋川周辺の公園

(都市計画法で定められた概ね商業地域内の公園)

岸公園、白潟公園、末次公園など 9 公園

### 【問い合わせ】

都市整備部 公園緑地課

担当：石本

電話：0852-55-5375